

「中間施設」に関する要望書

昭和60年7月10日全国社会福祉協議会地域福祉特別委員会

「在宅型中間施設」の運営主体に市区町村
社会福祉協議会を加えられたい。

〔理由〕

市区町村社会福祉協議会は、予防、福祉増進の視点を重視しながら、当事者、関係機関・団体の協働化並びに住民・ボランティアの参加による各種の地域福祉活動、在宅福祉サービスを展開している。また、昭和五十八年十月の社会福祉事業法の一部改正により、市町村社会福祉協議会は法制化され、地域福祉推

進の中核的機関として位置づけられた。

「在宅型中間施設」は広く地域住民を対象とし、ケア・サービスと予防、福祉増進の機能を併せもち、関係機関・施設との協力並びに住民参加による運営が期待されることから、これらの機能をもち、地域福祉推進の中核的役割をになう市区町村社会福祉協議会においても、「在宅型中間施設」を運営することができるようにすることが望まれる。